

○飯塚市災害見舞金等交付要綱

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市告示第 11 号

改正 H22-235、H24-275

(趣旨)

第1条 この告示は、災害により被害を受けた者及びその遺族に対する見舞金及び弔慰金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象(以下「自然現象」という。)又は火災若しくは爆発により生ずる被害をいう。
- (2) 住家 現実にその建物を居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家と称される程度のものであることを要しない。ただし、これに附属する物置、倉庫等は除く。
- (3) 世帯 実際に生計を一にしている実際の生活単位をいう。
- (4) 全焼、全壊又は流失 建物が滅失したもので、具体的には、建物の焼失、損壊若しくはその流失した部分の床面積がその延面積の70%以上に達したもの、又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が50%以上に達した程度のものをいう。
- (5) 半焼、半壊 建物の損壊が甚だしいが補修すれば元通りに再使用できるもので、具体的には、建物の焼失若しくは損壊した部分はその延面積の20%以上70%未満のもの、又は建物の主要な構成要素の経済的被害を建物全体に占める損害割合で表し、その建物の損害割合が20%以上50%未満のものをいう。
- (6) 床上浸水 前2号に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの(事業所にあつては、建物の地上階の最も低い床面から45センチメートル以上の浸水があつたときをいう。)又は土砂、竹木等の堆積等により一時的に(おおむね1週間以上の期間をいう。以下同じ。)居住若しくは事業遂行が不可能となったものをいう。
- (7) 死亡者 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものをいう。
- (8) 行方不明者 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものをいう。

(H22-235全改)

(見舞金の交付対象)

第3条 見舞金は、災害による被災建物(市内にある被災建物に限る。以下同じ。)を住家とする、本市の住民基本台帳に記録されている世帯又は現に市内に居住する世帯の世帯主が次の各号に掲げる被害を受けたときに交付するものとする。ただし、世帯の構成員全員が死亡した等の理由により受け取る者がいないときは、交付しない。

(H24-275一改)

- (1) 全焼、全壊又は流失
 - (2) 半焼、半壊、床上浸水又はこれに準ずる程度の被害
 - (3) 防災活動による一時的に居住が不可能となる部分的な破損又は水損被害(中高層の建物にあっては階上、階下又は隣接した建物に、低層共同住宅及び1戸建住宅等にあつてはその周辺の建物において居住していた場合に限る。)
- 2 前項の規定にかかわらず、災害が自然現象により生じた場合に限り、当該災害による被災建物を事業の本拠とし、現に事業を営んでいる事業所(店舗、工場、事務所及び営業所等をいう。)の事業主に、見舞金を交付するものとする。
- 3 前項の規定により見舞金を交付するときは、第1項各号に掲げる基準を準用する。この場合において、第1項第3号に「居住」とあるのは、「事業遂行」と読み替える。
- 4 前3項に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたときは、見舞金の交付の対象とするものとする。
- 5 見舞金は、第1項及び第2項のいずれにも該当する場合、又は複数の被災建物を所有する場合であっても、対象者1人につき1箇所の被災建物について交付するものとする。この場合において、最も大きい被害を受けた被災建物を交付の対象とする。

(H22-235全改)

(見舞金の額)

第4条 見舞金の額は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号の被害 5万円
- (2) 前条第1項第2号及び第3号の被害 3万円
- (3) 前条第4項の市長が特に必要と認める者 市長が別に定める額

(H22-235全改)

(弔慰金の交付対象)

第5条 弔慰金は、本市の住民基本台帳に記録されている者又は現に市内に居住する者が、災害により死亡(行方不明を含む。)したときに、その遺族に交付することとし、遺族とは次に掲げる者とする。

(H24-275一改)

(1) 死亡者(行方不明者を含む。)の死亡当時における配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)

(2) 子、父母、孫及び祖父母

(3) 前2号に掲げる者のほか、死亡当時、死亡者と生計を同じくしていた親族

2 死亡者について生活保護法(昭和25年法律第144号)第18条に規定する葬祭扶助が給付される場合は、弔慰金は支給しない。

3 弔慰金を受ける者の順位は第1項各号の順位とし、同項第2号に掲げる者にあつては同号に列記する順位とする。ただし、同項各号に該当する者がいないときは、その葬祭を行う者を遺族とみなし、弔慰金を交付するものとする。

4 弔慰金の額は、死亡者1人当たり10万円とする。

(H22-235全改)

(被害状況調査)

第6条 第3条の見舞金及び第5条の弔慰金については、被害状況調査に基づき交付するものとする。

2 前項の被害状況調査は、飯塚市災害対策本部等の実施した被害状況調査をもって代えることができる。

(H22-235一改・繰上)

(適用除外)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、この告示は適用しない。

(1) 公務上又は業務上死亡して、法令又は条例に基づく補償を受けているとき。

(2) 災害の発生原因が被災者の故意によるものと判明したとき。

(H22-235繰上)

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、見舞金及び弔慰金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

(H22-235一改・繰上)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条及び第6条の規定は、平成18年4月1日以後に受ける見舞金及び弔慰金の交付について適用し、同日前に受けたこれらの交付については、なお合併前の飯塚市災害見舞金等交付要綱(昭和60年)、穂波町災害見舞金等交付要綱(平成15年穂波町告示第18号)、筑穂町災害見舞金等交付要綱(平成15年筑穂町告示第117—2号)、庄内町災害見舞金支給要綱(平成16年庄内町告示第4号)又は潁田町災害見舞金支給要綱(平成15年潁田町告示第55号)(次項においてこれらを「合併前の要綱」という。)の例による。
- 3 平成18年4月1日の前日までに、合併前の要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

附 則(平成22年9月27日 告示第235号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市災害見舞金等交付要綱の規定は、平成22年7月14日から適用する。

(飯塚市大規模災害見舞金等交付要綱の廃止)

- 2 飯塚市大規模災害見舞金等交付要綱(平成21年飯塚市告示第215号)は、廃止する。

附 則(平成24年7月27日 告示第275号)

この告示は、告示の日から施行し、改正後の飯塚市災害見舞金等交付要綱及び改正後の飯塚市在日外国人等障がい者福祉給付金支給要綱の規定は、平成24年7月9日から適用する。